

(別紙) パブリックコメント結果

平成29年2月10日

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成28年12月19日（月）から平成29年1月20日（金）まで

意見提出数：1人・4件

| 番号 | 項目 | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
|----|---|---|--|
| 1 | 2頁 事務No.1 14行 「等」 の使用について | 自立生活支援課で扱う支給に関する事務は手当ばかりでなく助成等も含めると所管範囲が広い。一般論としての「等」の使用より狭めた範囲での「等」の表示をして欲しかった。具体的には他に助成制度も含むなど。厳しい意見だが応募者側にも利点ばかりでなくできる限り問題点も募集文書で周知して頂きたい。 | パブリックコメント募集の際は「等」という表現をしましたが、具体的には「小金井市心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務」において、マイナンバーの独自利用を開始したいと考えています。 パブリックコメント募集の際の表現がわかりにくく、申し訳ございませんでした。 なお、事務の詳細は条例施行規則において明示させていただきます。 御意見の趣旨は、今後の条例改正・パブリックコメントの参考にもさせていただきます。 |
| 2 | 行政手続（独自 利用事務）にお いてマイナンバー の記載義務に ついて | 転入等恩恵のおよぶ範囲は10%前後大半は記入義務のみです。無記入（知らない・通知紛失・等で）の場合書類不備で差し戻し極端なケースでは失効もあり得ます。 記入の義務付けは番号法では各種法令により順次定めていますが、独自の条例類でも同様、改めてパブリ募集か。 | 御指摘のとおり、マイナンバーの無記入のケースが発生することは想定されますが、マイナンバーの記入がないことのみを持って請求書等を受理しないことや受給資格が失効することはありません。 また、マイナンバーの記載に関しては、個別に別途規則で申請書等の様式変更を行う予定です。今回の他にパブリックコメントを行う予定はありません。 |

| 番号 | 項目 | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
|----|-------------------------|---|---|
| 3 | 高齢障がい者等の届出義務の配慮について（要望） | <p>自立生活支援課所管の手当助成の当事者は届出を代行者に依頼せざる得ないことが多い。</p> <p>特に高齢になると縁者も欠け体能力も落ち12桁のマイナンバーの管理（紛失等）がおぼつかない。正式の委任者ならともかく通称の代行者に依頼する場合のセキュリティー問題、費用も時間もかかる。</p> <p>一つの声として記入した。</p> | <p>御指摘のとおり、代理人による申請については懸念もおありかと思いますが、その際は、国から示されている窓口における本人確認の措置方法に基づき代理権の確認を行い、個人情報の保護に努めます。</p> <p>御意見ありがとうございました。</p> |
| 4 | 追加独自利用事務について | <p>法定事務の資料も手元にないが今回の追加3件についての関連意見のみを記す。</p> <p>時代の流れからして追加そのものについては賛同する。</p> <p>前段の要望等については配慮して頂きたい。</p> <p>自立生活支援課の対象者は特殊事情者が多い。</p> <p>高齢化時代、急に実質介助者なしにのケースも、マイナンバー記載不能も多発する。</p> | <p>独自利用事務の追加に御賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>社会保障制度に資することも制度の目的の一つです。適切に運用し、個人番号の利用が、市民の皆さんの利便性の向上や行政事務の効率化につながる条例、規則の規定に努めてまいります。</p> |